

福祉用具購入サービスについて



介護保険制度は40歳以上の国民が納める保険料と税金で運営されており、その運営主体は、市区町村です。

特定福祉用具購入 1年間で、**10万円以内**で購入費の9割の返金を受けることができます。

種目	摘要(機能又は構造等)
腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る 1. 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 2. 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 3. 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 4. 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る)
自動排泄処理装置の交換可能部品	尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの
入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る 1. 入浴用椅子 2. 浴槽用手すり 3. 浴槽内椅子 4. 入浴台 (浴槽の縁にかけて利用する台であって、 浴槽への出入りのためのもの) 5. 浴室内すのこ 6. 浴槽内すのこ 7. 入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

※事前に申請が必要な地域もあります。 ※限度額は要介護区分に関係なく10万円です。(要支援以上の認定が必要です。)

福祉用具購入サービス 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具購入のご利用手順(例示)

年間10万円までが限度で、その1割が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)※

